

《介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）重要事項説明書》

1 事業所の目的

株式会社リ・クレアーレ（以下「事業者」といいます。）が運営するレコードブック横須賀中央（以下「事業所」といいます。）が行う介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）の事業（以下「事業」といいます）の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」といいます）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）サービスを提供することを目的としています。

2 運営方針

事業所の通所介護従事者は、要介護状態などの心身の状態を踏まえて、利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消、および心身機能の維持、ならびに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために必要な、日常生活上の世話、および機能訓練などの介護、その他必要な援助を行います。

事業の実施にあたっては、区市町村および地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3 当事業所が提供するサービスについての苦情相談などの窓口

レコードブック横須賀中央 電話： 046-854-5783

担当 / 重要事項説明者

4 レコードブック横須賀中央の概要

事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	レコードブック横須賀中央
所在地	神奈川県横須賀市米が浜通1丁目4番地 吉田ビル1階
介護保険指定番号	介護予防・日常生活支援総合事業（指定番号 1491900906）
サービス提供地域	横須賀市（坂本町・汐入町・新港町・大滝町・若松町・日の出町・米が浜通・平成町・安浦町・三春町・富士見町・田戸台・深田台・上町・不入斗町・鶴が丘・平和台・汐見台・望洋台・佐野町・長浦町・吉倉町・西逸見町・東逸見町・公郷町・森崎・根岸町・大津町・安針台・逸見が丘）
第三者評価の実施状況	無し

営業日・営業時間

月～金・祝	8:00～17:30
定休日	土・日・12月30日～1月3日

サービス提供時間

午前の部	9:00～12:00
午後の部	13:45～16:45

職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者		1名	0名	1名
生活相談員		1名	1名	2名
看護職員	看護師・准看護師	0名	1名	1名
機能訓練指導員	看護師・准看護師	0名	1名	1名
介護職員		2名	0名	2名

事業計画および財務内容について

事業計画および財務内容については、利用者およびその家族にとどまらず、求めがあれば、すべての方が閲覧できます。

5 サービス内容

介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）計画（以下「通所介護計画」という。）に沿って、送迎・機能訓練、その他必要な介護などを行います。

ペースメーカーを使用されている方は、トレーニングマシンは利用できません。予めご了承ください。

6 利用料金

（1）介護保険利用料 ※料金表参照

（2）お茶・お菓子（嗜好品）代費用として希望に応じご利用1回ごとに200円（税込）

（3）キャンセル料金

利用者の都合でサービスを中止する場合は、利用開始前までに事業所へご連絡ください。キャンセル料は一切かかりません。

（4）料金の支払方法

毎月月末締めとし、翌月18日頃までに当該月分の料金を請求しますので、20日までにお支払いください。お支払い方法は、原則、ゆうちょを含む金融機関での自動引落としとさせていただきます。

なお、口座振替（料金自動引落とし）の場合、申込から手続き完了まで1～2ヶ月程度かかります。手続き完了までの利用料金については、引落とし手続き完了後に繰り越された利用料金を合算して、引落し処理をさせていただきますこととなりますので、予めご了承ください。

7 サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。事業所職員がお伺いいたします。事業所は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえ、介護支援専門員によって作成された「居宅サービス計画」に沿って、予め「介護予防通所介護計画」を作成します。「介護予防通所介護計画」作成と同時に契約を結び、サービス提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員と相談してください。

（2）サービスの注意点

- ・風邪・病気などの際は、サービスの利用をお断りする場合があります。
- ・当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービス内容の変更や、サービスを中止する場合があります。
- ・利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合は、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスの利用はお断りさせていただきます。

（3）サービスの終了

1. 利用者の都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書で通知ください。
2. 人員不足など事業所の都合でサービスを終了する場合、サービスの提供を終了する場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知します。
3. 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスが終了します）
 - ・利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ・サービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要介護と認定された場合（この場合、条件を変更して再度契約することができます。）
 - ・利用者が亡くなられた場合

4. その他

- ・事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務（以下（４）守秘義務についてに記載）に反した場合、利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合、または事業者が破産した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- ・利用者が、サービスの利用料金の支払いを３ヶ月以上遅延し、事業所が利用料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払わない場合、または利用者やその家族などが、事業所や通所介護従事者に対して、本契約を継続し難いほどの迷惑行為・背信行為を行った場合は、事業所は文書で通知することにより直ちにサービスを終了する場合があります。

（４）守秘義務について

1. 事業所および通所介護従事者は、サービスを提供する上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業所は、利用者およびその家族が有する問題や、解決すべき課題などを話し合うサービス担当者会議において、利用者およびその家族の個人情報を用いることがあります。
3. 第１項にかかわらず、事業所がサービスの提供に必要な範囲において、事業所の運営支援業務委託先である株式会社レコードブック（以下、「運営支援本部」といいます。）に対し、利用者および利用者家族の個人情報を提供し、運営支援本部において、当該個人情報を運動プログラム開発及び健康情報管理、請求書事務作業のために用いることがあります。

8 事故発生時の対応方法

サービスの提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者のご家族、居宅介護支援事業所などに連絡するとともに、必要な措置を講じます。

9 持ち込みの禁止

金品・貴重品は事業所への持ち込みを禁止とさせていただきます。万が一持ち込んで紛失、破損等した場合でも事業所・事業者は責任を負いかねますのでご了承をお願いいたします。また飲食物や嗜好品についても同様に禁止とさせていただきます。

10 非常災害対策

事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年２回以上定期的に行います。

防火責任者 管理者

防災訓練	年１回	避難訓練	年１回	通報訓練	年１回
------	-----	------	-----	------	-----

11 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- （１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- （２）虐待防止のための指針を整備します。
- （３）虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- （４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

12 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため

の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

２．事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。

３．事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

1.3 サービス内容に関する苦情

●弊社苦情相談窓口

苦情相談窓口担当	小林 学
受付日	月 ～ 金・祝（土曜日・日曜日・12月30日～1月3日はお休みです。）
受付時間	8：00～17：30

●その他相談窓口

運営支援本部苦情相談窓口	電話： 050-1725-0154
横須賀市福祉こども部介護保険課給付係	電話： 046-822-8253
神奈川県国民健康保険団体連合会介護保険課介護苦情相談係	電話： 045-329-3447

1.4 料金表

介護予防・日常生活支援総合事業（第一号通所事業）の利用料等

区分	単位	10 割	1 割負担額	2 割負担額	3 割負担額	算定単位
事業対象者・要支援1 ※1 (1 月の中で全部で 4 回まで)	436	4,595 円	460 円	919 円	1,379 円	1 回につき
事業対象者・要支援1 ※2 (週 1 回程度 月 5 回以上)	1,798	18,950 円	1,895 円	3,790 円	5,685 円	1 月につき
事業対象者・要支援2 ※1 (1 月の中で全部で 8 回まで)	447	4,711 円	472 円	943 円	1,414 円	1 回につき
事業対象者・要支援2 ※3 (週2回程度 月 9 回以上)	3,621	38,165 円	3,817 円	7,633 円	11,450 円	1 月につき
事業対象者・要支援 1 日割 ※2	59	621 円	63 円	125 円	187 円	1 日につき
事業対象者・要支援 2 日割 ※3	119	1,254 円	126 円	251 円	377 円	
算定項目	単位	10 割	1 割負担額	2 割負担額	3 割負担額	算定単位
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150	1,581 円	159 円	317 円	475 円	1 月につき
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160	1,686 円	169 円	338 円	506 円	
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20	210 円	21 円	42 円	63 円	6 月に 1 回
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5	52 円	6 円	11 円	16 円	
同一建物減算(※1 の場合)	-94	-990 円	-99 円	-198 円	-297 円	1 回につき
同一建物減算(※2 の場合)	-376	-3,963 円	-397 円	-793 円	-1,189 円	1 月につき
同一建物減算(※3 の場合)	-752	-7,926 円	-793 円	-1,586 円	-2,378 円	
送迎減算	-47	-495 円	-50 円	-99 円	-149 円	片道につき
科学的介護推進体制加算	40	421 円	43 円	85 円	127 円	1 月につき
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 9.0%					

利用者負担金	法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。
--------	---

介護保険給付対象外サービスの利用料

お菓子・飲み物代	希望に応じご利用1回ごとに200円(税込)※お水のみのご利用は無料です。
通常の実施地域を超える交通費	事業所から通常の実施地域を越えて1kmにつき10円

本書2通を作成し、利用者、事業者が署名の上、1通ずつ保有するものとします。

サービス提供開始に際し、重要事項について説明しました。

年 月 日

【 事 業 者 】 株式会社リ・クレーレ
代表取締役 小林 学

【 事 業 所 】 レコードブック横須賀中央

【 説 明 者 】 氏名 _____

事業者から重要事項について説明を受け、同意しました。

年 月 日

【 利 用 申 込 者 】

住 所 _____

氏 名 _____

【 利 用 者 家 族 】

住 所 _____

氏 名 _____ (続柄)

【 代 理 人 】

住 所 _____

氏 名 _____ (続柄)

介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）契約書

_____（以下「利用者」といいます。）と、株式会社リ・クレアーレ（以下「事業者」といいます。）が運営するレコードブック横須賀中央（以下「事業所」といいます。）は、事業所が利用者に対して行う介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）（以下「事業」といいます）サービスについて次のとおり契約します。

第1条 （契約の目的）

事業所は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供し、利用者は、事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 （契約期間）

1. この契約の契約期間は _____ 年 _____ 月 _____ 日 から、利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約満了の2日前までに、利用者から事業所に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条 （サービスの提供場所・内容）

1. サービスの提供場所はレコードブック横須賀中央および概要は《介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）重要事項説明書》のとおりです。
2. 事業所は、通所介護計画に沿って、サービスを提供します。
3. 利用者は、サービスの内容について変更を希望する場合には、事業所に申し入れることができます。事業所は、その内容を検討し、変更できる場合は変更します。

第4条 （サービス提供の記録）

1. 事業所は「サービス提供記録」を作成し、この契約の終了後、5年間保管します。
2. 利用者は、事業所の営業時間内に、その事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録を閲覧することができます。
3. 利用者は、第1項のサービス提供記録の複写物の交付を無償で受けることができます。

第5条 （料金の変更）

1. 事業所は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用料などの料金の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
2. 利用者が料金の変更を承諾する場合は、新たな料金に基づきお互いに取り交わします。

第6条 （契約の終了）

1. 利用者は、事業所に対して1週間の予告期間をおいて文書で通知することによりこの契約を解約することができます。ただし、利用者の病変・急な入院など、やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でも、この契約を解約することができます。

2. 事業所は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業所が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業所が利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業所は文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者がサービスの利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族などが、事業所や事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」といいます）、または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為・背信行為を行った場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要介護と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第7条 （守秘義務）

1. 事業所および通所介護従事者は、サービスを提供する上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業所は、利用者およびその家族が有する問題や、解決すべき課題などを話し合うサービス担当者会議において、利用者およびその家族の個人情報をサービス担当者会議で用いることがあります。
3. 第1項にかかわらず、事業所がサービスの提供に必要な範囲において、事業所の運営支援業務委託先である株式会社レコードブック（以下、「運営支援本部」といいます。）に対し、利用者および利用者家族の個人情報を提供し、運営支援本部において、当該個人情報を運動プログラム開発及び健康情報管理、請求書事務作業のために用いることがあります。

第8条 （賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して、その損害を賠償します。

第9条 （連携）

事業所は、サービスの提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第10条 （相談・苦情対応）

事業所は、利用者からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、サービスに関する利用者の要望・苦情などに対し、迅速に対応します。

第 1 1 条 （本契約に定めのない事項）

1. 利用者および事業所は、信義誠実をもって、この契約を履行するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、介護保険法令、およびその他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第 1 2 条 （裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者と事業所は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることに予め合意します。

第 1 3 条 （緊急時の対応方法）

サービスの提供中に容体の変化などがあった場合、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・ご家族・居宅介護支援事業所などへ連絡します。

主 治 医	病 院 名	
	主治医氏名	
	連 絡 先	
ご 家 族	氏 名	
	連 絡 先	
主治医への連絡基準		

【 会 社 概 要 】

会 社 名 株式会社リ・クレアーレ
資 本 金 金 100 万円
設 立 令和 3 年 10 月 20 日
所 在 地 神奈川県横須賀市米が浜通 1 丁目 4 番地 吉田ビル 1 階
代 表 者 代表取締役 小林 学

【 事 業 内 容 】 地域密着型通所介護／介護予防・日常生活支援総合事業（第 1 号通所介護）

上記の契約を証するため本書2通を作成し、利用者、事業者が署名の上、1通ずつ保有するものとします。

【契 約 締 結 日】 年 月 日

【利用申込者】

住 所

氏 名

【利用者家族】

住 所

氏 名 (続柄)

【代 理 人】

住 所

氏 名 (続柄)

【事 業 者】 株式会社リ・クレーレ

代表取締役 小林 学

【事 業 所】 レコードブック横須賀中央

介護予防・日常生活支援総合事業 (指定番号 1491900906)